

# ■ 特定施設整備基準適用表 ■

【官公署、公衆便所、ホテル等、路外駐車場等を除く】

1000㎡未満用

規則別表第1、第2に掲げる「基準規模」		規則別表第3第1による規模等	
●	全ての規模	A	戸数の合計21戸以上の規模
●1	床面積の合計100㎡以上の規模	B	室数の合計51室以上の規模
		C	主として高齢者又は障害者が利用するものに限る
		※	固定式カウンター、公衆電話台を設置する場合に適用

## 特定施設整備基準（規則別表第3第1）

項目	内容	A		B		C		※	
		●	○	●	○	●	○	●	○
1 高齢者等利用経路	(1) 高齢者等利用経路	ア	●	●	●	●	●	●	●
		イ	○	○	○	○	○	○	○
		ウ	●	●	●	●	●	●	●
2 出入口	(2) 高齢者等利用経路上の段又は階段	ア	●	●	●	●	●	●	●
		イ	○	○	○	○	○	○	○
		ウ	●	●	●	●	●	●	●
3 廊下等	(1) 高齢者等が利用する廊下等	ア	●	●	●	●	●	●	●
		イ	○	○	○	○	○	○	○
		ウ	●	●	●	●	●	●	●
	(4) 固定式の記載用カウンター又は公衆電話台	ア	●	●	●	●	●	●	●
4 階段	高齢者等が利用する階段	(1)(2)	●	●	●	●	●	●	●
		(4)~(9)	●	●	●	●	●	●	●
5 傾斜路	(1) 高齢者等が利用する傾斜路	ア	●	●	●	●	●	●	●
		イ	○	○	○	○	○	○	○
6 エレベーター その他の昇降機	(4) 高齢者等利用経路を構成する特殊構造昇降機	ア	●	●	●	●	●	●	●
		イ	○	○	○	○	○	○	○
7 便所	(2) 高齢者等が利用する便所	ア	●	●	●	●	●	●	●
		イ	○	○	○	○	○	○	○
	(3) 高齢者等が利用する便所のうち1以上	ア	●	●	●	●	●	●	●
		イ	○	○	○	○	○	○	○
(7) 腰掛式便所	ア	●	●	●	●	●	●	●	
9 敷地内の通路	(1) 高齢者等が利用する敷地内の通路	ア	●	●	●	●	●	●	●
		イ	○	○	○	○	○	○	○
	(3) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路	ア	●	●	●	●	●	●	●
10 駐車場	(3) 高齢者等が利用する駐車台数が30台以上の駐車場を設ける場合の車椅子利用者利用駐車施設	ア	●	●	●	●	●	●	●
		イ	○	○	○	○	○	○	○
11 浴室等	(2) 高齢者等が利用するシャワー室	ア	●	○	○	○	○	○	○
		イ	○	○	○	○	○	○	○

施設種別	規則別表第1																規則別表第2									
	1 学校	2 病院等	3 劇場等	4 官公署	5 老人ホーム等	6 運動施設	7 博物館等	8 銀行等	9 自動車教習所	11 公衆便所	12 公共用歩廊	13 地下街等	14 展示場	15 物販店舗	16 ホテル等	17 遊技場	18 公衆浴場	19 飲食店	20 理髪店等	21 クリーニング店等	22 学習塾等	23 路外駐車場等	1 共同住宅	2 寄宿舎	3 事務所等	
公益的施設及び共同住宅等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
（特別支援学校を含む）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
（自動車等の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る））	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

全規模用の適用表・計画調書をご利用ください

全規模用の適用表・計画調書をご利用ください

全規模用の適用表・計画調書をご利用ください

全規模用の適用表・計画調書をご利用ください

基準規模3000㎡以上のため適用されません